

島根県木造住宅耐震診断士登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県木造住宅耐震診断士登録制度要綱（以下、「要綱」という。）の実施にあたり必要な事項を定めるものである。

(実務講習会の受講修了者と同等と認める者)

第2条 要綱第3条第1項第二号後段に規定する実務講習会の受講修了者と同等として県が認める者は、実務講習会の講師として県が指定した者、又は建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第10条の2の2第1項の規定による構造設計一級建築士（以下、「構造設計一級建築士」という。）とする。

(登録申請書等の提出先)

第3条 要綱第3条第2項の規定による木造住宅耐震診断士登録申請書の他、要綱の定めにより県に提出又は報告を要する書類の提出先は、島根県土木部建築住宅課とする。

(実務講習会等の受講修了者と同等と認める者)

第3条の2 要綱第6条第2項に規定する実務講習会等の受講修了者と同等として県が認める者は、第2条に規定する者、又は登録更新申請書の提出前5年以内において要綱第10条の規定による講習会の講師を務めた者で、登録証の有効期間内に木造住宅の耐震診断を10戸以上実施した者とする。

(同等と認める講習会)

第3条の3 要綱第6条第2項第一号に規定する同等以上の内容を有するものとして県が認める講習会は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年十二月二十五日建設省令第二十八号）第5条第1項に規定する木造耐震診断資格者講習とする。

(実務講習会の実施)

第4条 要綱第9条第1項に規定する実務講習会は、毎年10月を目処に開催するものとする。

2 県は、前項によるほか、必要に応じて実務講習会を実施することができるものとする。

3 県は、前各項に規定する実務講習会を委託により実施することができるものとする。

(添付書類)

第5条 要綱第3条第2項第五号に規定する添付書類は、次のものとする。

一 第2条第三号に規定する構造設計一級建築士証の写し

附 則

この要領は、平成23年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月30日から施行する。